

# 議 会 運 営 委 員 会

令和5年3月17日（金）

全員協議会終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、 委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

---

## 議 題

- 1 令和5年6月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1
- 2 重要案件の意見交換会の案件について 資料2
- 3 常任委員会が所管する事項の見直しについて 資料3
- 4 浜田市議会傍聴規則の見直しについて 資料4
- 5 その他

令和5年6月定例会議日程(案)

資料 1

		期間	日程案	会場	開始時間等
5月	17日	(水)	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	18日	(木)	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	19日	(金)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	20日	(土)			
	21日	(日)			
	22日	(月)			
	23日	(火)			
	24日	(水)			
	25日	(木)			
	26日	(金)	全員協議会	議場	10時～
	27日	(土)			
	28日	(日)			
	29日	(月)			
30日	(火)				
31日	(水)				
6月	1日	(木)	請願・陳情・意見書・決議書締切		【締切】13時
	2日	(金)			
	3日	(土)			
	4日	(日)			
	5日	(月)			
	6日	(火)	一般質問通告書メール、FAX受付締切		【締切】11時
	7日	(水)	一般質問締切		【締切】11時
	8日	(木)	議会運営委員会 議会広報広聴委員会	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 13時30分～
	9日	(金)			
	10日	(土)			
	11日	(日)			
	12日	(月)			
	13日	(火)			
	14日	(水)	一般質問説明用パネル提出締切		【締切】12時
	15日	(木)			
	16日	(金)	1 開会 提案説明 全員協議会 総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会	議場 議場 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後
	17日	(土)	2		
	18日	(日)	3		
	19日	(月)	4 一般質問	議場	10時～
	20日	(火)	5 一般質問	議場	10時～
	21日	(水)	6 一般質問	議場	10時～
	22日	(木)	7 一般質問	議場	10時～
	23日	(金)	8 議案質疑	議場	10時～
	24日	(土)	9		
	25日	(日)	10		
	26日	(月)	11 総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	27日	(火)	12 福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	28日	(水)	13 産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	29日	(木)	14 予算決算委員会 討論通告期限	議場	10時～ 【締切】17時
	30日	(金)	15 休会 対抗討論通告期限		 【締切】13時
7月	1日	(土)	16		
	2日	(日)	17		
	3日	(月)	18 委員長報告 採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 議場 全員協議会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後

令和5年3月17日

議会運営委員会

委員長 布施 賢 司 様

総務文教委員会 委員長 永 見 利 久

福祉環境委員会 委員長 小 川 稔 宏

産業建設委員会 委員長 川 上 幾 雄

重要案件の意見交換会の案件の提出について（回答）

令和5年2月17日付で依頼のありました標記の件について、委員会を開催し協議した結果、下記のとおり回答いたします。

記

## ◆総務文教委員会

1	歴史文化保存展示施設について
2	まちづくり施策について
3	公共交通再編について

## ◆福祉環境委員会

1	子育て支援について
2	健康寿命の延伸について
3	環境問題について
4	障がい者支援について

## ◆産業建設委員会

1	漁港エリア活性化について
2	農林業問題について
3	商業エリア活性化について
4	観光について

常任委員会が所管する事項の見直しの検討について（参考資料）

資料3

各常任委員会への市長提出議案等付託件数（同意案件含む。即決分は除く。）

定例会議	R2年6月	R2年9月	R2年12月	R3年3月	R3年6月	R3年9月	R3年12月	R4年3月	R4年6月	R4年9月	R4年12月	R5年3月	平均
総務文教委員会	5	8	8	11	1	9	11	8	3	5	14	4	7.3
総務部	1	2	5	4	1	5	3	2	1	2	8	0	
地域政策部	0	1	2	4	0	3	4	4	0	1	1	4	
教育部	0	5	1	2	0	1	3	1	0	2	3	0	
消防本部	4	0	0	1	0	0	1	1	2	0	2	0	
福祉環境委員会	3	2	2	5	3	1	8	3	1	0	7	5	3.3
健康福祉部	3	0	1	3	3	1	8	2	1	0	4	4	
市民生活部	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	3	0	
上下水道部	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	
産業建設委員会	5	0	6	8	3	6	15	6	3	5	13	3	6.1
産業経済部	1	0	4	3	1	0	9	2	2	1	10	2	
都市建設部	4	0	2	5	2	6	6	4	1	4	3	1	

○浜田市議会委員会条例

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員定数）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号から第3号までの常任委員会が所管する事項には、第4号の予算決算委員会及び第5号の議会広報広聴委員会が所管する事項を含まない。

(1) 総務文教委員会 8人

市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 福祉環境委員会 7人

健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項

(3) 産業建設委員会 7人

産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項

各常任委員会への執行部報告事項・所管事務調査事項（令和2年度）

年月		R2.5	R2.6	R2.8	R2.9	R2.11	R2.12	R3.1	R3.3	平均
総務文教委員会	報告事項	19	7	6	10	10	8	5	11	9.5
	総務部	1	0	1	3	1	1	0	1	
	地域政策部	6	1	3	3	3	3	1	4	
	教育部	9	5	2	1	5	2	4	3	
	消防本部	3	0	0	1	0	1	0	1	
	支所・その他	0	1	0	2	1	1	0	2	
	所管事務調査	—	3	—	3	—	3	—	3	3
	総務部		1		1		1		0	
	地域政策部		1		0		0		0	
	教育部		1		3		2		3	
消防本部		0		0		0		0		
支所・その他		0		0		0		0		

年月		R2.5	R2.6	R2.8	R2.9	R2.11	R2.12	R3.1	R3.3	平均
福祉環境委員会	報告事項	12	6	4	4	4	10	10	8	7.25
	健康福祉部	6	2	1	1	1	6	7	4	
	市民生活部	4	4	2	1	1	4	1	4	
	上下水道部	2	0	1	2	2	0	1	0	
	支所・その他	0	0	0	0	0	0	1	0	
	所管事務調査	—	3	—	3	—	2	—	3	2.75
	健康福祉部		1		3		2		2	
	市民生活部		2		0		0		1	
	上下水道部		0		0		0		0	
	支所・その他		0		0		0		0	

年月		R2.5	R2.6	R2.8	R2.9	R2.11	R2.12	R3.1	R3.3	平均
産業建設委員会	報告事項	13	5	8	6	5	10	5	4	7
	産業経済部	9	3	4	5	3	4	5	3	
	都市建設部	2	2	2	1	1	4	0	0	
	支所・その他	2	0	2	0	1	2	0	1	
	所管事務調査	—	3	—	6	—	2	—	5	4
	産業経済部		3		6		2		4	
	都市建設部		1		1		0		0	
支所・その他		3		1		1		1		

※1 議題に上がっている報告のみ

(国県重点要望事項、その他での報告、口頭報告、配付物は除く)

※2 所管事務調査事項について、1件で複数の部・支所から報告している場合は、それぞれに計上しているため、合計の件数と一致しない。

各常任委員会への執行部報告事項・所管事務調査事項（令和3年度）

年月		R3.5	R3.6	R3.8	R3.9	R3.11	R3.12	R4.1	R4.3	平均
総務文教委員会	報告事項	18	6	6	9	1	13	14	15	10.3
	総務部	3	1	2	0	0	4	1	4	
	地域政策部	9	0	4	6	0	4	7	6	
	教育部	4	4	0	2	1	4	5	3	
	消防本部	2	1	0	0	0	1	1	0	
	支所・その他	0	0	0	1	0	0	0	2	
	所管事務調査	—	3	—	2	—	6	—	3	3.5
	総務部		0		1		0		0	
	地域政策部		2		0		2		1	
	教育部		1		1		3		2	
消防本部		0		0		1		0		
支所・その他		0		0		0		0		

年月		R3.5	R3.6	R3.8	R3.9	R3.11	R3.12	R4.1	R4.3	平均
福祉環境委員会	報告事項	15	8	4	6	7	6	13	13	9
	健康福祉部	9	4	3	2	3	4	9	4	
	市民生活部	3	2	0	0	1	1	2	2	
	上下水道部	3	2	1	4	3	1	2	6	
	支所・その他	0	0	0	0	0	0	0	1	
	所管事務調査	—	1	—	3	—	3	—	3	2.5
	健康福祉部		1		2		2		3	
	市民生活部		0		0		1		0	
	上下水道部		0		0		0		0	
	支所・その他		0		1		0		0	

年月		R3.5	R3.6	R3.8	R3.9	R3.11	R3.12	R4.1	R4.3	平均
産業建設委員会	報告事項	9	4	7	8	6	7	7	8	7
	産業経済部	8	3	5	5	1	4	3	4	
	都市建設部	0	1	2	2	2	2	0	2	
	支所・その他	1	0	0	1	3	1	4	2	
	所管事務調査	1	4	—	0	—	0	—	2	1.4
	産業経済部	1	2		0		0		0	
	都市建設部		1		0		0		1	
支所・その他		1		0		0		1		

※ 議題に上がっている報告のみ

(国県重点要望事項、その他での報告、口頭報告、配付物は除く)

※2 所管事務調査事項について、1件で複数の部・支所から報告している場合は、それぞれに計上しているため、合計の件数と一致しない。

各常任委員会への執行部報告事項・所管事務調査事項（令和4年度）

年月		R4.5	R4.6	R4.8	R4.9	R4.11	R4.12	R5.1	R5.3	平均
総務文教委員会	報告事項	18	7	8	9	3	16	12	7	10
	総務部	2	1	5	3	1	5	1	0	
	地域政策部	8	3	0	4	1	3	5	3	
	教育部	6	2	2	2	1	5	5	2	
	消防本部	2	0	0	0	0	1	0	1	
	支所・その他	0	1	1	0	0	2	1	1	
	所管事務調査	—	6	—	5	—	5	—	2	4.5
	総務部		0		2		0		0	
	地域政策部		1		0		1		0	
	教育部		5		2		4		1	
消防本部		0		1		0		1		
支所・その他		0		0		0		0		

年月		R4.5	R4.6	R4.8	R4.9	R4.11	R4.12	R5.1	R5.3	平均
福祉環境委員会	報告事項	20	10	8	6	8	10	7	8	9.63
	健康福祉部	12	5	4	3	4	5	5	4	
	市民生活部	4	2	2	0	2	2	0	2	
	上下水道部	4	3	2	2	2	3	2	2	
	支所・その他	0	0	0	1	0	0	0	0	
	所管事務調査	—	2	—	2	—	8	—	2	3.5
	健康福祉部		2		2		7		1	
	市民生活部		0		0		1		1	
	上下水道部		0		0		0		0	
	支所・その他		0		0		0		0	

年月		R4.5	R4.6	R4.8	R4.9	R4.11	R4.12	R5.1	R5.3	平均
産業建設委員会	報告事項	12	5	5	7	3	5	6	5	6
	産業経済部	10	2	5	4	3	0	5	2	
	都市建設部	2	2	0	3	0	1	0	1	
	支所・その他	0	1	0	0	0	4	1	2	
	所管事務調査	0	5	—	0	—	5	—	2	2.4
	産業経済部		3		0		5		2	
	都市建設部		2		0		0		0	
支所・その他		0		0		1		2		

※ 議題に上がっている報告のみ

（国県重点要望事項、その他での報告、口頭報告、配付物は除く）

※2 所管事務調査事項について、1件で複数の部・支所から報告している場合は、それぞれに計上しているため、合計の件数と一致しない。

3月定例会議中の予算決算委員会における当初予算審査 質問通告数（令和2～5年度当初予算審査）

	R1.3 R2年度予算	R2.3 R3年度予算	R3.3 R4年度予算	R4.3 R5年度予算
総務文教委員会関係	174	112	106	109
福祉環境委員会関係	111	94	68	75
産業建設委員会関係	195	79	92	88
合計	480	285	266	272

※件数は取り下げ分を含むため、実際の質問件数ではない。

浜田市議会傍聴規則・委員会傍聴規程の見直しについて

資料 4

○浜田市議会傍聴規則

現 行	会派改正案	提案会派
<p>第1条（趣旨）</p> <p>この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p>		
<p>第2条（傍聴席の区分、定員）</p> <p>傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。</p> <p>2 一般席の傍聴人の定員は、55人とする。</p>		
<p>第3条（傍聴の手続）</p> <p>会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、自己の住所、氏名及びその団体の名称、傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p> <p>3 受付は、会議当日の開議予定時刻の1時間前から行い、先着順に定員までを傍聴人とする。ただし、受付開始時刻に定員を超える場合は抽選によるものとする。</p>	<p>会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。（「及び年齢」を削る）</p>	<p>山水海</p>
<p>第4条（議場への入場禁止）</p> <p>傍聴人は、議場に入ることができない。</p>		
<p>第5条（傍聴席に入ることができない者）</p> <p>次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 銃器その他危険なものを持っている者</p> <p>(2) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(3) 異様な服装をしている者</p> <p>(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</p> <p>(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</p>		
<p>2 小学生以下の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p>	<p><del>2 小学生以下の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。（削除）</del></p> <p>「小学生以下の者は、傍聴席に入ることができない」の原則は見直す。</p>	<p>山水海</p> <p>超党 みらい</p>

第6条（傍聴人の守るべき事項） 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。		
(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。		
(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。	(2) 私語、談笑は慎み、騒ぎ立てないこと。	山水海
(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。		
(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと（病気その他の理由により議長の許可を得たときを除く。）。	帽子の類を着用しないこと（議長の許可を得たときを除く。）。	山水海
	外とう、襟巻きの着用禁止は削除し、帽子についてのみ現行の条文を残す。	超党 みらい
	「外とう」を見直す。	公明 クラブ
(5) 飲食又は喫煙をしないこと。		
(6) 不必要に席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。		
(7) 携帯電話その他の情報通信に関する機器の使用をしないこと。	携帯電話等の音声を発する機器、また、発光装置を用いた機器を使用しないこと。	山水海
	携帯電話その他の情報通信の使用に関しては緩和し、7号は削除する。 通話は禁止とする。	超党 みらい
(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。		
第7条（写真、映画等の撮影の禁止） 傍聴人は、議長が適当でないと認めるときは、傍聴席において写真、映画等を撮影してはならない。	写真撮影は可とするが、本人の記録用にとどめる。 発光装置は使用禁止とする。	超党 みらい
第8条（傍聴人の退場） 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。		
第9条（係員の指示） 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。		
第10条（違反に対する措置） 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。		
第11条（その他） この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。		